な話だ。

条約というのは世界の二百くらいある独立主権国家同士のいわば契約書である。当たり前のことだが国際社会には統一立法府はなく、あるテーマに同意したいくつかの国がまとまって一つの契約に署名するだけだ。この場合、条約締約国は条約上の権利義務を、自国の法制度に従って行動する。どういうことかというと、仮に自衛隊が国連の仕事で海外に行くことがある場合、当然、銃の引き金を引くことは許されず、荷物運搬や土木作業ということになる。日本の自衛隊である以上、いくら国連のワッペンを制服に貼っていても、あくまで行動の法的根拠は日本の自衛隊法である。日本の国家予算で動いているのであり、世界中どこに行こうが自衛隊は日本の機関である。

日本の機関は日本の法律に根拠がなければ動けない。法律の上位にある憲法に制限があればそれには逆らえない。これはどこの国も同じである。

日米安保が片務条約だからといって劣等感を持つ必要はない

日米安保条約では、アメリカが他国に襲われたとき、日本が助けに行くとは書かれてはいない。こんな不公平ではいざというときアメリカは助けに来てくれないかもしれない、だから日本も助けに行く、集団的自衛権を差し出すという話がある。これもおかしなことだ。

安保条約では、日本が襲われたらアメリカが守りに来ることになっている。これはその通りだ。一方、日本は在日米軍基地を提供するということが書かれている。在日米軍基地というのは、日本を守るためではなく、アメリカの世界戦略のために置かれている。また東アジアで何かあった場合、米軍にとって最優先に救出すべきは米国民であって、次に英国・カナダなど緊密な同盟国の人々だ。日本人は日米安保があっても優先順位はかなり低い。

軍事基地の提供は主権の放棄に等しい出血大サービス

そんな米軍基地のために我が国は自国の領土を割愛しているのだが、他国に軍事基地を提供するというのは、主権の放棄に等しい出血大サービスである。しかも日本は毎年何千億円のお金を出して米軍基地の維持費を払っているのだから、片務条約だからといって劣等感を持つ必要はないのではないか？　おつりがくるくらい大盤振る舞いしているのではないかと思う。

また仮に米軍に出てほしいと言ったらどうなるか。簡単には出て行かないはずだ。米軍が基地に閉じこもるだけでなく、下手すると最近のウクライナとロシアのように周辺地域を制圧される。基地提供というのは国にとってそれだけ大きいリスクがあるということだ。

安倍内閣の憲法観

今年の国会で安倍首相は立憲主義について質問されたことを受けて「憲法が権力を縛る、そういう憲法観は絶対王政、絶対主義の時代のものだ」と言った。しかし絶対王政とは王の言うことがすべての時代。そもそも憲法は存在していない。ジョージ・ワシントンがアメリカの初代大統領になり、絶対王政に対する民主主義ができたときに生まれたのが憲法だ。…我が国のトップがこれでは…本当に恥ずかしい。

あらためて言うが、憲法は主権者たる国民の最高意思として権力担当者（政治家と公務員）を規制するものである。

九十六条改正に失敗して解釈改憲へ

安倍首相は昨年、憲法九十六条の先行改正を試みて失敗した。九十六条はたかが手続きという声もあるが、権力を持つということは、国会内で過半数の議席を持っているということを意味する。過半数で憲法改正の発議ができるようになると、いかようにでも自分たちの嫌いな憲法に屁理屈をつけて跳ね飛ばそうとするので三分の二を必要要件としている。権力者を縛るものだからこそ、憲法は弾性ではなく硬性、厳格な手続きが必要なのだ。

九十六条改正ができなくなった。そこで憲法を無視して先に進もうというのが今の解釈変更の発想だ。首相の家庭教師集団の安保法制懇の文書によれば、今の憲法は戦争と平和について何も書いていない、だから政府が必要と思うことを国会で相談して決めていいという結論になっている。…そこまで言えるのかと恥ずかしい思いだ。

安倍政権の挙げる事例は集団的自衛権なしで対応できる

しかし日本人を保護する権利義務は当然日本国にある。だから、日本人が乗っている船の国籍に関係なく、それを守るのが日本の権利であり義務で、個別的自衛権の話だ。

在日米軍が攻撃目標領空通過のミサイルは日本人の母親と赤ちゃんを乗せた米軍艦船

自民党には集団的自衛権がないと日本は守られないという強迫観念がある。

安倍首相が五月の記者会見でパネルを使って説明していたのは、朝鮮半島で戦争が起きたとき日本人の母親と赤ちゃんが米軍の船で帰ってくる。その船が北朝鮮の船に攻撃されたとき、日本の自衛隊は助けに行かなくていいのですか、というものだ。専門家からも非現実的な想定だと批判があるが、米軍の船を自衛隊が助けるために、集団的自衛権が必要という理屈をつけたいのだろう。

PKOの事例も正当防衛で

PKO（国連平和維持活動）の駆け付け警護。これはPKOに行っている部隊が周辺でNGO活動している日本人が襲われたら助けに行くというもの。これは日本の機関が日本人を守ることから、個別的自衛権か人が被害に遭っているのを見つけたということで正当防衛ということになる。

また、PKOで日本を含むいくつかの外国中隊が集まった連隊が襲われた場合。例えば、日本中隊が襲われれば同じ連隊にいるオランダが助け、オランダが襲われれば日本が助ける。これも正当防衛の話だ。

なにも大騒ぎして集団的自衛権を説明する必要はない。

集団的自衛権の行使は日本に新たな危険を招く

あらためて強調するが、集団的自衛権を認めると、日本の自衛隊は世界の警察アメリカの二軍として世界中について行くことになる。

今、地球上ではキリスト教文明とイスラム教文明の歴史的戦いが続いている。正面衝突すれば戦力的に劣るイスラム系の人たちは殲滅させられてしまう。だから軍服を私服に着替え、武器を砂漠に隠し抵抗しているわけだ。それらのイスラム系の国々に米軍がやってきて、その後ろで水、食料、弾薬の調達・運搬をしている日本の自衛隊。我々は米軍と一緒ではない…我々は敵ではありません、とは言えないのではないか。

集団的自衛権を行使することは米軍と一緒なのだから、九・一一が日本で起きる可能性が出てくる。それを国民が覚悟して行うなら結構です。やりたかったらちゃんと理由をつけて憲法改正を提案すればいいのではないか。私はそのような覚悟はしていないし、今までのところの理由は全部賛成できない。

おわりに

憲法改正に関わる国民投票法は、結構いい法律だと思う。自民党当初案を変更させ、改正案を一括提案ではなく章ごとに分けさせ、最大六カ月間、国民の議論にさらす。また、発議には国会議員の三分の二以上の賛成が必要で、国会には賛否半々の数の委員による委員会が作られる。そして賛成理由・反対理由を、それぞれ同じページ数のペーパーを全有権者に配布するという内容だ。

集団的自衛権に対応する関連法律の改正は、来年一月の通常国会でという話が今出ている。当初予定していた今秋の臨時国会で行われなくなったのは世論の勝利だ。このたたかいは当分続く。本日は地域に影響力のある方々にお話しできる機会をいただいたことをありがたく思う。

六月十四日（土）の青井未帆氏の講演会要旨は次号に掲載します。

なお、小林節氏講演会と青井未帆氏講演会は、それぞれＤＶＤに録画しました。ＤＶＤをご希望の方は事務局までご連絡ください。

ＤＶＤ　一枚　千円（送料込み）

TEL 076-442-8000